

水産物の表示について

(1) JAS法による義務表示事項

生鮮食品品質表示基準による「名称」、「原産地」の表示のほか、水産物品質表示基準により、「解凍」、「養殖」の表示も必要。

生鮮水産物の原産地の表示方法

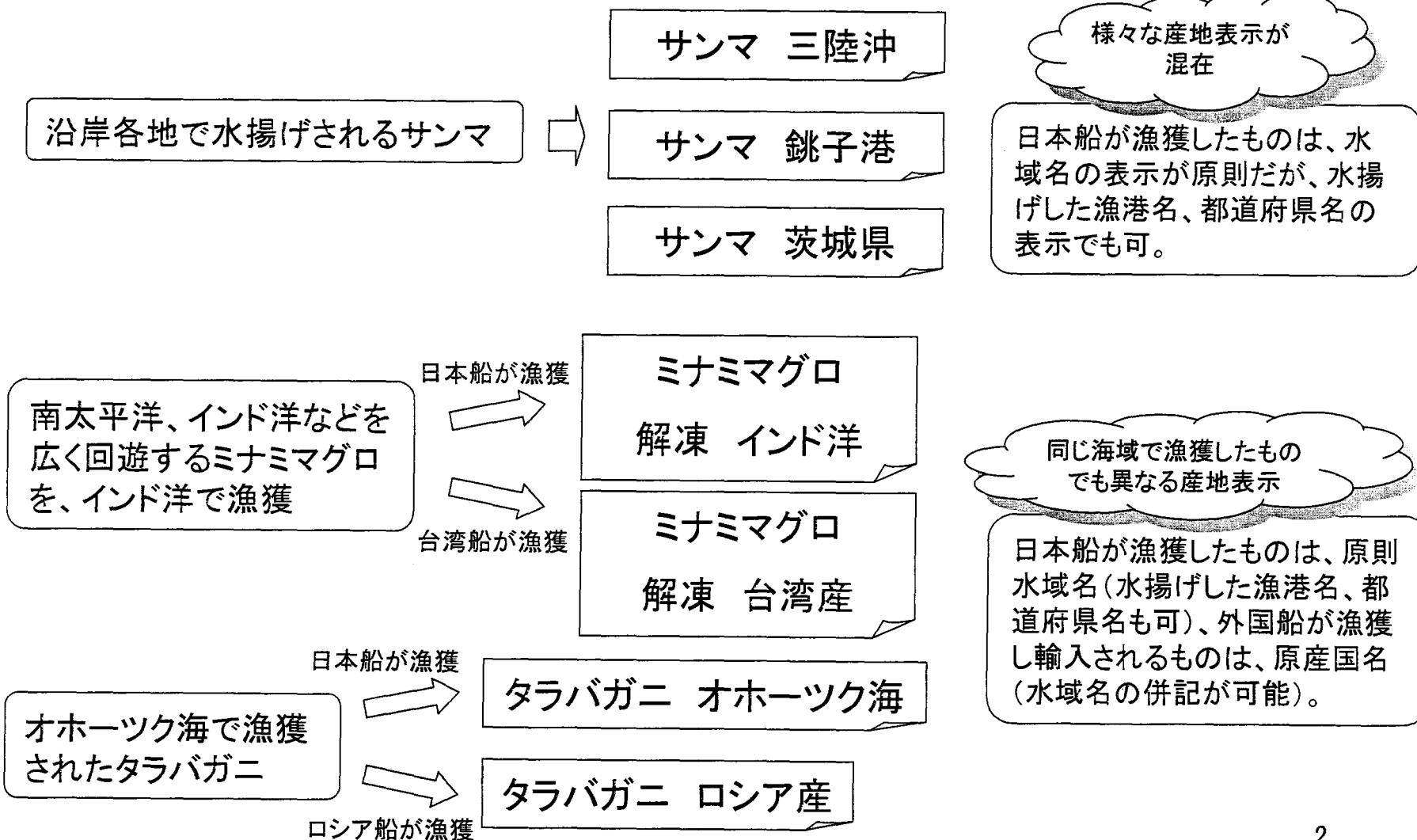
国産品	輸入品
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水域名又は地域名</u>(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を記載。<u>水域名の記載が困難な場合は水揚港名又は水揚港が属する都道府県名を記載</u>することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原産国名</u>を記載(水域名を併記することができる。)

解凍、養殖の表示

「解凍」表示	「養殖」表示
<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍したものを解凍したものである場合には「解凍」と記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養殖」とは、幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。 ・養殖されたものである場合には「養殖」と記載。

(2) JAS法に基づく原産地表示の具体例

○ 天然海域で漁獲されるものの表示例



《第21回共同会議資料1から抜粋。》

種子、種苗等を他地域から導入する場合

○養殖水産物の場合、種苗(稚魚等)生産地と、養殖地が異なる場合がある。
[現状:養殖地が原産地]

(例:香川はまち(九州から稚魚を入手し香川で養殖)、愛媛かき(広島から稚貝を導入し愛媛で養殖))

○他県で製造したり、輸入した菌床しいたけの菌床を用い、別の県でしいたけを栽培し、販売する例も存在。
[現状:栽培した県が原産地]

○国内栽培の農産物の場合、種子は外国で採取したものを使用する場合も多い。
[現状:栽培した県が原産地]

(例:ホウレンソウの種子は、大半が外国で採取したもの)

○ 他県から種苗を導入し養殖するものの表示例

